

若年被保険者に対する郵送型簡易血液検査及び保健指導業務仕様書

1 目的

大津市国民健康保険の保健事業の一環として、若年層被保険者の生活習慣病予防に対する意識の向上と疾病の早期発見・早期治療につなげることを目的とする。

2 委託名称

若年被保険者に対する郵送型簡易血液検査及び保健指導業務

3 委託期間

令和8年7月1日から令和9年3月31日まで

4 事業内容

若年被保険者に対する郵送型簡易血液検査及び保健指導業務（以下「本事業」という）は、自己採血キットを使用して血液検査を実施し、利用者の生化学10項目以上の血液検査結果を、当該利用者に対して明らかにし、かつ、それらデータを本市に提供する。

5 スケジュール

- 7月 リーフレットの作成、専用サイトの作成
- 8月 対象者へ案内文送付
- 8月から11月 郵送型簡易血液検査申込受付期間
- 2月末まで 血液検査及び保健指導の実施
- 3月 報告書の作成・提出

6 対象者

本事業を利用できる者は、以下の条件を全て満たすものとし、先着300名に実施する。

- (1) 検査時に大津市国民健康保険の被保険者であること
- (2) 年度末年齢30歳（平成8年4月1日から平成9年3月31日までに生まれた者）又は、年度末年齢35歳から39歳まで（昭和62年4月1日から平成4年3月31日までに生まれた者）

7 申込受付手順

- (1) 受託者は、当該事業専用サイト等を作成する。令和8年7月末を目途に専用サイト等を作成し、対象者からの申込みを受け付けできるよう準備する。

(2) 受託者は、対象者向け案内リーフレットを3,000部作成する。リーフレットには、下記の事項を記載すること。

ア 専用サイト等のQRコード及びURL

イ 郵送型血液検査・オンライン受診相談サービスに関する説明

ウ 検査項目

エ 問合せ先

オ その他、健診の重要性等、対象者の利用を促す内容

リーフレットの内容は、大津市から指示があった場合は修正を可能とする。リーフレットは大津市が内容を確認後、作成するものとし、長形3号封筒に入るよう折って納品する。納品期日は令和8年7月31日とする。

大津市が、対象者へ確認IDを記載した案内文（A4用紙1枚）を作成し、受託者の作成したリーフレットとともに対象者へ郵送する。そのため、リーフレットは、案内文及び封筒を含め50g以内に収まるよう作成すること。

(3) 申込受付

対象者自らが、パソコン、タブレット、及びスマートフォン等のインターネットに接続可能な電子デバイス（以下「電子デバイス」という）を用いて、専用サイト等にアクセスし、以下の情報を受託者に提供し、本事業の利用規約に同意する事を条件として、当該申込みを受付する。

ア 氏名／カナ

イ メールアドレス

ウ 生年月日

エ 性別

オ 住所

カ 電話番号

キ 保険証情報（保険者番号、記号・番号）

ク 確認ID（大津市が対象者へ送付する案内文に記載）

申込受付時に、住所（大津市在住であること）・生年月日（利用対象年齢であること）・確認ID（大津市が案内文を送付した者であること）の3点について確認し、確実に当事業の対象者のみに検査を実施する。

検査結果は本人のみが確認できるよう、アカウント登録時や自己採血キット提出時にパスワードを設定するなど、個人情報の取扱いには注意を払うこと。

8 自己採血キットの送付

利用希望者からの申込み内容を確認後、1週間程度で利用希望者が登録した住所に利用希望者宛で自己採血キットを送付する。

(1) 自己採血キットの仕様

ア 自己採血キットは、管理医療機器以上のものとする。

※参考品 デメカル血液検査セットFF（管理医療機器 22600BZX00362000）

イ 自己採血キットは、下記方法で品質管理するものとする。

- ・輸送条件 : 室温
- ・運搬ルート: 混載便（ネコポス、ゆうパック等）
- ・保管条件 : 室温保管（直射日光・高温・多湿・凍結は避ける）

ウ 採取検体

- ・自己採血キットで採取する必要血液量は、0.065ml 程度とする。
- ・採取した血液（以下「検体」という）は、普通郵便での送付を可能とし、かつ、常温常圧下での輸送が可能であるものとする。

(2) 同梱品

自己採血キットの外箱は、以下のものを同梱し、封緘シール等により封緘する。

ア 自己採血キット

イ 取扱説明書

ウ 利用規約

エ 検査申込書（利用者が氏名等を記入する申込書等）

オ 腹囲測定用メジャー

カ 返信用封筒

9 血液検査項目

検査項目は、以下に定義する生化学10項目を含むものとする。

- (1) アルブミン
- (2) AST (GOT)
- (3) ALT (GPT)
- (4) γ -GT (γ -GTP)
- (5) 中性脂肪
- (6) HDLコレステロール
- (7) LDLコレステロール
- (8) クレアチニン
- (9) 尿酸
- (10) 血糖もしくはヘモグロビンA1c

また、参考指標として「eGFR（推算糸球体ろ過量）」も提供する。

（本指標は、腎機能低下の早期発見に用いられる。）

10 生活習慣データの取得

利用者から以下の生活習慣データを取得する。本データは申込み時や検査結果参照時に必須入力とするなどして、受診者全員のデータ取得を行うこと。

質問内容等詳細は大津市と協議し、決定する。

- (1) 食事
- (2) 運動
- (3) 睡眠
- (4) 飲酒／喫煙
- (5) 体重変化
- (6) 内服状況
- (7) 既往歴
- (8) 身長／体重／腹囲／血圧

1 1 検査結果の通知方法

電子デバイスにて利用者自らがインターネット経由で、本事業のサービス専用サイト等にアクセスし、ID、パスワードを入力することで、電子デバイスで検査結果を確認することができる専用画面（以下「マイページ」という）を提供する。または、メールで検査結果の通知を行う。

1 2 検査結果

検体の投函から、1週間程度で検査結果を利用者に対して個別に提示する。また、検査結果は以下のカテゴリ別に医師、医学博士、学術博士等の監修を経た医学的コメントを表示する。悪化要因、及び改善アドバイス取得した生活習慣データに基づき、カテゴリ毎に悪化要因、及び生活習慣の改善のための具体的アドバイスを提示する。

- (1) 肥満度
- (2) 血圧
- (3) 肝機能
- (4) 尿酸
- (5) 脂質代謝
- (6) 糖代謝
- (7) 腎機能

1 3 アンケート回答結果の取得

申込み時及び検査結果参照後の2回のタイミングでアンケートを実施し、回答結果を取得する。アンケートの内容は、大津市と協議して決定する。

1 4 利用者からの問合せ対応

利用者からの、自己採血キット本体、専用サイト等についての電話による問合せに対応する専用窓口を準備し、平日おおよそ9時から17時まで対応可能とすること。

1.5 自己採血キットの再送

利用者が送付した検体に不備があり、これにより血液検査が実施できない場合は、その旨を利用者に説明し、自己採血キットを無料で再送する。また、自己採血キットの紛失や採血の失敗等に対しても、自己採血キットを無料で再送する。ただし、利用者1人当たり1回限りの対応を標準とする。

1.6 メールによる勧奨

申込み完了から検査結果参照、アンケート回答までを速やかに完了することを目的として、利用者に対して主に以下のタイミングで勧奨メールを送信する。

- (1) 自己採血キット出荷後、一定期間、検査未実施の場合
- (2) 検査結果通知後、一定期間、検査結果未参照の場合
- (3) 検査結果参照後、一定期間、アンケート未回答の場合

1.7 独自のニュース配信

利用者に対し、本市独自のニュース配信を可能とする。

管理画面にてニュース情報を設定すると、利用者のマイページ上にニュース情報を表示するとともに、利用者に対してメールでニュースを配信することを可能とする。

1.8 オンライン受診相談サービス

- (1) 有所見者のうち、相談希望者はオンラインで医師による受診勧奨や保健師等による保健指導を受けることができ、医療機関受診や食事・運動の行動変容などが期待できるよう実施すること。オンライン受診相談サービスは先着30名とする。
- (2) 受託者は有所見者に対してオンライン受診相談サービスの案内を通知する。

有所見者とは血液検査等における以下の基準に1つでも当てはまる者をいう。

- ア 血圧（収縮期）が140mmHg以上の者
- イ 血圧（拡張期）が90mmHg以上の者
- ウ 中性脂肪が300mg/dL以上の者
- エ LDLコレステロールが140mg/dL以上の者
- オ ヘモグロビンA1cが6.5%以上の者
- カ AST（GOT）が51IU/L以上の者
- キ ALT（GPT）が51IU/L以上の者
- ク γ -GT（ γ -GTP）が101IU/L以上の者
- ケ クレアチニンが男性の場合1.3mg/dL以上、女性の場合1.0mg/dL以上の者

者

コ e G F Rが4 5ml/min/1.73 m²

- (3) 希望者はスマートフォン等で使用できるアプリケーション等で相談日時を予約でき、事前問診に答える。
- (4) 検査結果に応じて原則対象者1回あたり20分程度の医師による受診勧奨、さらに医療機関での受診が必要と判断した場合は診療情報提供書(紹介状)を発行、経過観察と判断した場合は保健指導希望の無を確認し、希望される場合は保健師等が保健指導を行う。
- (5) 医療機関の受診状況や保健指導内容など結果を大津市に報告すること。

19 納品について

以下を大津市と協議の上、期日までに提出すること。

- (1) 利用者向け案内リーフレット
- (2) 利用者の情報について(データ及び書類)
 - ア 血液検査結果
 - イ 生活習慣データ
 - ウ アンケート
 - エ 申込み件数
 - オ 検査件数
 - カ アからオについて集計し、利用者の傾向を記載した報告書

20 データ管理

- (1) 検査結果データ等の授受

大津市が、オンライン上で管理画面から適宜CSVダウンロードを可能とすること。または、大津市が指示した際に、検査結果データを抽出し、CD等の電子記録媒体に保存して大津市に提出することが可能であること。

- (2) 検査結果データ等の保存

検査結果データ等は5年間保管・管理し、その後も保持するものとする。ただし、契約期間途中でデータ管理業務が受託不能になる事由が生じた場合や、契約期間の満了時に業務継続の意志がない場合は、保管する全てのデータを適正に処理すること。

21 特記事項

- (1) 事業運営にあたり発生する費用や打合せに伴う費用は委託料に含むものとする。
- (2) 事業実施期間中、早期に対応すべき事項はその都度・報告すること。
- (3) この仕様書に定めのない事項については別途協議するものとする。